

日本司法支援センターの平成19年度業務実績評価に関する総合評価表(案)

年度計画の項目	評価・指摘事項等
大項目1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>利用者のニーズに対応した業務運営を行うため、各地方事務所で地方協議会を開催している。利用者からの意見、要望については、これを集約して業務改善につなげており、評価できる。利用者目線に立った業務運営を行うための顧問会議の設置も評価できる。</p> <p>情報提供業務を初めとする各業務を実効的に行うために不可欠な関係機関等との連携の確保・強化についても、中央レベル、地方レベル両方の取組を通じて、中期計画で設定した目標を上回る数の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係を構築しており、連携・協力関係の質についても、連携指数の改善が見られる。今後は、連携指数の更なる向上に向けた努力が期待される。</p> <p>他方で、いまだに、支援センターの認知度は低く、広報活動に工夫が必要である。</p> <p>コンプライアンス体制について、規程の作成、監査の実施などによりおおむね確立されているが、監査については、可能な限り多くの事務所で行われることが期待される。国選弁護関連業務に関し、一部、費用の支出に不適切な面が見られ、今後も、内部統制、ガバナンス強化に向けた取組が必要である。</p> <p>今年度は、常勤弁護士確保のために積極的な取組を行い、常勤弁護士72名を確保し、司法過疎対応地域事務所を9か所設置したほか、司法過疎地域の近隣の地方事務所に配置された常勤弁護士による巡回サービスが行われ、司法過疎対策としての一定の成果が上がっているが、実質的ゼロワン地域はなお相当残っており、日本弁護士連合会等と連携・協力し、そのような地域の解消のための更なる取組が期待される。平成21年度の国選弁護関連業務の大幅増加、裁判員裁判への対応、今後の民事法律扶助の更なる拡充及び実質的ゼロワン地域の解消に向け、引き続き、所要の常勤弁護士確保の取組を進めるべきである。</p> <p>各地方事務所が犯罪被害者支援連絡協議会に加盟し、関係機関・団体との連携・協力関係を強化し、支援センターの犯罪被害者支援業務に関する認知度が高まったことは評価できる。</p>

<p>大項目2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務等の一体的な遂行による人的・物的体制の合理化・効率化を図るとともに、常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応を可能にしつつ事件処理の合理化・効率化を図っている。情報提供業務については、コールセンターで集中的に情報提供業務を行うことにより、業務の合理化・効率化を図ったほか、関係機関・団体のデータベースを充実させ、連携する関係機関・団体に対してその利用に対する理解を求めている。</p> <p>常勤弁護士に関しては、今年度は72名を採用したことは評価できるが、前年度の採用数が十分でなかったことを踏まえ、所要の常勤弁護士を確保するため、更なる工夫・努力が必要である。</p> <p>非常勤職員の活用、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の導入、一般競争入札の活用等により、経費の合理化・効率化が図られている。今後も、随意契約の適正化のための取組が期待される。</p>
<p>大項目3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>全般的に、業務の質の向上に向けた積極的な取組がなされている。</p> <p>情報提供業務については、FAQの充実を図るとともに、地方事務所の窓口対応職員に、相談業務経験者を配置するなどして、提供する情報の質の向上を図っている。今後は、利用者の満足度向上のための取組が期待される。</p> <p>民事法律扶助業務については、審査の合理化・迅速化を図るとともに、契約弁護士・契約司法書士向けのマニュアルの改訂を行ったり、研修を実施するなどして、業務の質の向上を図っている。今後は、適正な審査を維持しつつ、援助申込みから審査を経て代理人が選任されるまでの期間を短縮するための工夫、努力が期待される。</p> <p>国選弁護関連業務については、裁判所等の要請からおおむね目標時間内に国選弁護人の指名・通知を行い、迅速・確実な国選弁護人候補者の提供に努めた。国選弁護人確保業務に関して、国選弁護人に選任された複数の被告事件における公判期日の不出頭等を行った弁護士に対して、3年間の契約拒絶期間を伴う契約解除措置をとるなどして国選弁護関連業務の適切な実施を確保するための取組を行ったことは評価できる。</p> <p>犯罪被害者支援業務については、犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員の配置、職員に対する研修の実施などにより、業務の質の向上に努めるとともに、犯罪被害者支援に関する関係機関・団体等からの意見等聴取を行い、業務の質の向上につなげる取組を行った。精通弁護士の確保も進んでおり、犯罪被害者が損害賠償による被害回復を求める際の民事法律扶助制度の利用案内も適切に行われている。</p> <p>司法過疎対策業務については、司法過疎対応地域事務所に配置された常勤弁護士が利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、合理的な受任事件の配分が行われる目安が定められ、地域の実情に応じた柔軟な事件受任が行われ、常勤弁護士が利用者のために熱意を持って業務に取り組んでいる。</p> <p>関係機関との連携強化については、全ての地方事務所ですらなくとも1回、地方協議会を開催し、様々な分野において関係機関と意見交換を行い、連携・協力関係を強化し、支援センターの業務に関する理解を得ている。</p>

大項目4 予算, 収支計画及び資金計画	<p>全体として, 運営費交付金の支出を抑制し, 中期計画予算の範囲内に収まっている。</p> <p>物品調達における必要性等の精査, 一般競争入札の利用等により物件費の節減を図っている。</p> <p>自己収入の確保については, 補助金収入, 寄附金収入ともに十分な水準にあるとは言えず, 民事法律扶助における償還金の適正な確保に向けた取組も十分とは言えない。今後, 補助金・寄附金を確保するとともに, 償還金の適正な確保に向けた工夫, 努力が期待される。</p>				
大項目5 短期借入金の限度額	該当なし				
大項目6 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供しようとするときは, その計画	該当なし				
大項目7 剰余金の使途	該当なし				
大項目8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="533 715 725 818">(1) 施設・設備に関する計画</td> <td data-bbox="725 715 1957 818">平成21年度の業務量拡大に伴う事務所スペースの増加を視野に入れ, これに対応できる程度の面積を確保するなど十分な対応がされている。なお, 貸借対照表上の建物については, パーテーション等の付属設備であり, 遊休資産はなく, 資産は有効活用されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 818 725 1058">(2) 人事に関する計画</td> <td data-bbox="725 818 1957 1058">平成21年度の業務量拡大に対応できる人的態勢の整備が急務であり, 今年度は72名の常勤弁護士を確保した点は評価できるものの, 前年度の常勤弁護士の確保数が不足している結果, 全体として, 来年度の被疑者国選弁護対象事件の拡大, 裁判員裁判への対応や, 民事法律扶助の充実, 司法過疎地域の解消のための所要の常勤弁護士の確保には至っておらず, 質量ともに十分な弁護体制の整備に向け, 更なる創意工夫が必要である。</td> </tr> </table> <p>職員の給与については, 国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえたものとなっており, 今後も, 職員の能力を反映した適切な給与体系を維持することが期待される。</p>	(1) 施設・設備に関する計画	平成21年度の業務量拡大に伴う事務所スペースの増加を視野に入れ, これに対応できる程度の面積を確保するなど十分な対応がされている。なお, 貸借対照表上の建物については, パーテーション等の付属設備であり, 遊休資産はなく, 資産は有効活用されている。	(2) 人事に関する計画	平成21年度の業務量拡大に対応できる人的態勢の整備が急務であり, 今年度は72名の常勤弁護士を確保した点は評価できるものの, 前年度の常勤弁護士の確保数が不足している結果, 全体として, 来年度の被疑者国選弁護対象事件の拡大, 裁判員裁判への対応や, 民事法律扶助の充実, 司法過疎地域の解消のための所要の常勤弁護士の確保には至っておらず, 質量ともに十分な弁護体制の整備に向け, 更なる創意工夫が必要である。
(1) 施設・設備に関する計画	平成21年度の業務量拡大に伴う事務所スペースの増加を視野に入れ, これに対応できる程度の面積を確保するなど十分な対応がされている。なお, 貸借対照表上の建物については, パーテーション等の付属設備であり, 遊休資産はなく, 資産は有効活用されている。				
(2) 人事に関する計画	平成21年度の業務量拡大に対応できる人的態勢の整備が急務であり, 今年度は72名の常勤弁護士を確保した点は評価できるものの, 前年度の常勤弁護士の確保数が不足している結果, 全体として, 来年度の被疑者国選弁護対象事件の拡大, 裁判員裁判への対応や, 民事法律扶助の充実, 司法過疎地域の解消のための所要の常勤弁護士の確保には至っておらず, 質量ともに十分な弁護体制の整備に向け, 更なる創意工夫が必要である。				

全体評価

平成18年度から平成21年度までの最初の中期目標期間(4年間)は、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うための体制整備・推進に重点を置き、その中で、2年目である平成19年度は、中期目標期間終了時の体制整備の一応の完了を見据えながら、平成18年度に軌道に乗せた各種業務を円滑に遂行しつつ、現実の業務遂行の場面で更なる改善等が必要になった場合には、適切に改善に向けた取組を行うことが求められ、このような業務遂行、取組が行われたか否かを指標として評価した。平成19年度の業務実績を総括的に見ると、おおむね順調に中期計画の履行が進捗しているが、昨年度に続き、一部で改善に向け更なる努力を要する面もあった。

体制整備については、平成21年度の業務量拡大を見据えた対応が行われ、多様な雇用形態の活用、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程による人件費管理・人事評価がされており、各種業務を円滑に遂行する上で不可欠な関係機関・団体との連携関係を強化し、利用者及び関係機関等の意見・要望等を業務運営に反映するため、地方協議会の開催等の取組を続けたほか、新たに顧問会議の設置を検討し、これが実現する予定である。これらの体制整備に関する取組は評価できる。

情報提供業務に関しては、コールセンターによる情報提供、相談業務経験者を地方事務所の窓口配置するなどの取組や、FAQ、関係機関データベースの充実により、効率的に質の高い情報提供を行っている。

民事法律扶助に関しては、前年度を上回る契約弁護士・契約司法書士を確保し、前年度を上回る援助実績を上げており、審査の合理化・迅速化等の業務の質の向上のための取組も行われた。

国選弁護関連業務については、契約弁護士の確保を進め、裁判所の要請に応じて迅速かつ確実に指名・通知業務を行う体制の整備を続けており、平成21年度の被疑者国選弁護の範囲の拡大に対応できるよう、このような体制整備を推進することを期待する。

犯罪被害者支援業務については、各地の犯罪被害者支援団体等との連携を強化し、各地の弁護士会と連携してより多くの弁護士が精通弁護士名簿に登録されたほか、犯罪被害者支援の経験のある者を窓口配置する、職員に対する研修を行うなどの方法により、業務の質の向上を図っている。

他方、今回の評価作業を通じて、今後の課題と考えられる点については、項目別評価及び大項目における評価で既に指摘したところであるが、特に、①支援センターの認知度が低いこと、②今年度は常勤弁護士の確保が順調であったものの、昨年度の常勤弁護士の確保数が少なかったため、全体としては依然として所要の常勤弁護士の確保に至っていないことを指摘することができる。

①については、国民に身近な司法を目指す支援センターにとって、その存在及び業務内容等を国民に周知することが極めて重要であり、国民への周知があって初めて支援センターがその目的を達成することができるのであるが、前年度に引き続き、依然として支援センターが国民に十分認知されていない現状が続いている。国民への周知徹底については、早急に更なる工夫をし、認知度向上のための新たな取組がなされる必要がある。②については、常勤弁護士が民事法律扶助事件及び国選弁護事件について全国的に均質なサービスを提供するという観点からも、平成21年度における被疑者国選弁護事件の範囲の拡大や連日的開廷を前提とする裁判員裁判の実施に対応できる体制の整備という観点からも、常勤弁護士は不可欠な存在であることから、所要の常勤弁護士の確保は喫緊の課題である。今年度は72名の常勤弁護士を採用することができ、その点は評価できるが、前年度の常勤弁護士の採用が24名にとどまった結果、全体として、所要の常勤弁護士が確保できていない状態は継続しており、今後も、所要の常勤弁護士確保に向けた取組に期待する。

平成20年度も、支援センターが真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるために、サービス提供者の立場ではなく、利用者の立場に立った業務運営を行うことを常に心がけることが重要である。支援センターには、利用者の立場に立ちつつ、創意工夫により、業務運営の効率化を図りつつ、業務の質の向上を図ることを期待する。